

第1回厚木市地域公共交通会議（書面）の結果について

1 議決日

令和3年8月20日（金曜日）

2 会議の成立要件

会議の定足数 16 名に対し過半数からの返信をもって会議が開催されたものとなりますが、本会議につきましては、16 名の返信がありましたので会議は成立しました。

3 案件

議題(1)については、全会一致で原案どおり承認されましたので、会長を梶田委員、副会長を新倉委員に選任します。

議題(2)、(3)及び(4)については、いただいた御意見を参考に取組を進めていきます。

ア 議題(1) 委員の変更に伴う会長及び副会長の選任について…【承認】

承認する：16名 承認しない：0名

イ 議題(2) 地域公共交通の取組について

意見あり：2名 意見なし：14名

ウ 議題(3) 令和3年度コミュニティ交通の取組について

意見あり：3名 意見なし：13名

エ 議題(4) 地域公共交通確保維持改善事業について

意見あり：1名 意見なし：15名

○いただいた意見と回答

議題番号	発言者	意見	意見に対する回答
(2) (3)	渡邊 委員	コミュニティ交通導入について、現在の鳶尾、みはる野・まつかげ台以外反対である。 その理由は、他市と比較して交通網が完備している ①概ね500メートル以内にバス停があり、このバスを利用して頂ければ、不便とはいえない。 ②毛利台団地については、団地内スー	鳶尾地域、まつかげ台・みはる野地域で運行しているコミュニティ交通は、路線バスのような定時定路線型で運行しておりますが、毛利台地域へのコミュニティ交通の導入にあたっては、アンケート調査や実証実験等により、地域特性や住民ニーズに適合する運行形態として、乗合型（定時定路線型・デマンド運行システム

	<p>パーも採算にのらず撤収してしまい、現在コンビニが1件あるのみであり、その他公共用の物件もなく従って利用者が少なくなり導入すれば負担が多くなり採算がのらなくなるのではないか。</p> <p>打開策として、タクシー利用券の年齢を75歳まで延長する方が市内全域に行きわたり平等に戸口から戸口へ必要時にタクシーを利用できる。運転免許返納者にもより多く利用出来る。この方式の方が市内どの地域にも平等に行きわたり市民に喜ばれるのではないかと思う。</p>	<p>等) やタクシー運賃助成の拡充などタクシーを活用した運行形態についても検討します。</p>
(2)	<p>木村委員</p> <p>厚木市には、高速道路等のインターチェンジが置かれているため、物流倉庫や大規模商業施設が相次いで新設されており、時間待ちのため周辺道路に駐車する大型貨物自動車や、バス路線に大型貨物自動車や自家用車の輻輳により交通渋滞が激しくなる一方です。</p> <p>厚木市が掲げている各種取組を進めるに当たり、トラックステーションの新設や、幹線道路及びインターチェンジに通じる周辺道路の交通量を抑制するためのバス路線を利用しない道路に対する広報や誘導を積極的に行うとともに、通勤等で交通量がピークになる時間帯における大型貨物自動車の抑制を企業等に働き掛けることも改めて検討する必要があると考えます。</p> <p>そのためには、厚木市まちづくり推進課の物流倉庫等の区画整理業と都市計画課の地域公共交通の利便性を向上する取組とが連携し、バス路線に大型貨物自動車や自家用車の走行を抑制する施策の検討をお願いしたい。</p>	<p>「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」では、道路混雑により、特にバスの速達性・定時性に問題のある国道246号水引交差点周辺や愛甲宮前交差点周辺についてバスの優先施策を実施するものとしています。</p> <p>本年度は、国道246号水引交差点周辺について、現状交通流や交通混雑の原因を把握したうえで、ハード、ソフト対策について、国、県、市の道路管理者、神奈川県警察本部や厚木警察署の交通管理者、そしてバス事業者をメンバーとする厚木市公共交通利便性向上実務者会議を組織し、様々な視点からの検討を進めます。</p> <p>頂いた御意見につきましても、参考とさせていただき、今後、モビリティマネジメントの取組みの一つとして検討していきたいと思っております。</p> <p>※モビリティマネジメントとは 過度な自動車利用に起因する様々な社会問題を緩和するため、地域公共交通や自転車への自発的転換を促す交通施策。</p>

(3)	荻山 委員	<p>コミュニティ交通の取組が、このように体系的にかつファクトコントロールにより検討されていることを知りませんでした。</p> <p>関心を持って勉強していきたいと思います。</p>	<p>コミュニティ交通の導入に当たっては、今後も本会議において協議しながら進めていきますので、御協力をお願いします。</p>
(3)	佃 委員	<p>毛利台地域は、スーパーや医院等が無いので、それらの施設のある長谷・南毛利や森の里地区を含めた地域で計画した方がいいのでは無いでしょうか。</p>	<p>本市のコミュニティ交通は、日常生活に必要な買い物などへの移動手段を確保することを目的とします。</p> <p>毛利台地域については、地域にコンビニが1つしかなく、高齢化率も高く、地形的な高低差が大きいいため、本年度、地域住民にアンケートを実施し、地域内の日常生活に必要な移動の実態を把握していくなかで、利便施設がある長谷、恩名、森の里などへのアクセスの可能性を、地域住民組織と市が協力し運行形態や実施ルート、エリア等について検討していきます。</p>
(4)	齊藤 委員	<p>事業の今後の改善点について、「バリアフリー新法」→「バリアフリー法」に表記を変更してもいいのではないかと思います。</p>	<p>「バリアフリー新法」という表現は、平成18年に施行された際の通称であり、現在、国土交通省では、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』については、「バリアフリー法」と表記していますので、本会議においても御意見のとおり「バリアフリー法」と表記していきます。</p>